

★「空白の一日」による不利益解消へ対応を迫る!!

——全教・全教臨対部が厚労省・日本年金機構に要請！——

全教と全教臨対部は、臨時教職員に係る厚生年金保険及び健康保険についての適用事業所の取り扱いの改善を求めて、10月31日に厚生労働省と日本年金機構に相次いで要請しました。

今谷賢二 全教書記長、井上泉 全教臨対部長（香教組書記長）、小鹿和男 全教臨対部副部長（青森県教組書記長）、浅田明日香 全教中央執行委員・臨対部担当、佐藤健治 全教書記・臨対部担当の5名が要請を行いました。



写真：日本年金機構に要請する全教・全教臨対部の代表

臨時教職員にかかわる厚生年金保険及び健康保険については、2014年1月17日付で、厚労省保険局保健課長ならびに年金局事業管理課長名による通知（保保発 0117 第2号・年管管発 0117 第1号—「厚生年金保険及び健康保険の被保険者資格に係る雇用契約又は任用が数日空けて再度行われる場合の取り扱いについて」）が発出され、日本年金機構に対して「適用事業所等に対する適切な周知・指導等」を求めています。その後、発出された総務省及び文部科学省からの事務連絡もあって、多くの都府県で取り扱いの改善が行われていますが、一方で改善が未だにすすんでいない県も見られます。

また、「1日ないし数日の空白期間があっても、事実上の使用が継続していると認められる場合には被保険者資格は継続する」としながらも、「事業所が変わった場合には、継続しない」とするなど都府県による取り扱いの差が顕著になっています。学校現場に働く教職員は、基本的に県費による給与負担が行われ、給与にかかわる事務等も都道府県教育委員会の責任で処理されているケースが大半です。にもかかわらず、厚生年金保険及び健康保険にかかわる事業所について、都道府県教育委員会の出先機関である教育事務所としたり、県によっては「学校ごとが事業所」としたりするケースが生じています。このため、「事実上の使用が継続していると認められる場合」であっても、勤務する学校が異なる場合などには「継続しない」とするケースも生まれています。

公的な社会保障制度である厚生年金保険や健康保険の資格にかかわる取り扱いについて、ある県では「学校が事業所」とされ、逆にある県では「県教育委員会が一つの事業所」とされるなどの不統一は、

《要請項目》

1. 厚生年金保険及び健康保険の被保険者資格の取り扱いについて、厚生労働省通知の趣旨をふまえた制度改善がすべての都道府県で実施されるよう引き続き指導の徹底を図ること。
2. 教職員にかかわる勤務実態、給与制度などをふまえ、臨時教職員にかかわる事業の取り扱いについて整理いただき、「1日ないし数日の空白期間」が設けられることによる不利益を解消する措置を講じること。

厚生年金や健康保険に対する信頼を損なうことにもつながりかねません。何より、「1日ないし数日の空白期間」を設けられることによる不利益を臨時教職員に負わせることはあってはなりません。

この日の厚生労働省と日本年金機構に対する要請は、以上のような経過と趣旨を踏まえ、臨時教職員の賃金・待遇等について「一日若しくは数日の空白期間」による不利益が生じることのないよう必要な措置を講じることなどを求め実施したものです。

★ 『事業所』 をまたいでも 『継続』 するとの青森方式 「各年金事務所の判断を妨げるものではない」(厚労省) —— 「改善していない場合は年金事務所から相談あれば県を指導する！」 ——

10月31日、厚生労働省年金局へ要請し、10時から1時間余り交渉を行いました。

対応した大丸徳泰厚生年金保険管理係長は、法律の解釈では『事業所』をまたがる場合については『継続』とはならないとの認識を示しつつ、実際の運用として『継続』を認めている県について、それを妨げる指導はしないことを明言し、青森のような改善例を妨げる動きについては否定しました。また、『事業所』を県一括で扱っている例についても、「厚労省として、そのような形態を断るようなことはない」と回答。通知が出た後も改善がみられない県については、「把握するのが難しいが、見つけた場合、年金事務所から相談があればその県を指導する」と回答しました。

.....

★ 総務省通知を受けた改善について都道府県へ指導・徹底を！

今谷書記長は、まず、7月4日に出された総務省通知を受けた改善をしていない県があること、適用事業所に関する解釈に様々な対応が見られることについて、厚労省として指導を徹底するよう求めるとともに現状についての見解を質しました。

大谷係長は、『事業所』の件については「今の法律の解釈において、『事業所』をまたがる場合については『継続』にならないということだ」とし、学校が『事業所』となっている場合には学校を異動すると『継続』とならないのは「同じこと」と述べましたが、「ただ、『事業所』をまたいでいても『継続』を認めている県について、それをダメだということではない」と明言しました。しかし、改善に向けた指導については「任命権者の所で解決していただきたい」と厚労省としての責任には言及を避けました。

★ 臨教に不利益与える適用事務所問題の解決を！

また、今谷書記長は、『空白の一日』に際し、年金の切り替えを行わない場合は、年金を11ヵ月で計算することになることなどを示し、「『事業所』を学校や教育事務所単位にしていることが臨時教職員に不利益を与えている。国民皆年金の趣旨にも反するのではないか」と指摘。

井上部長は、「香川では、義務制は『事業所』が2つの教育事務所となるが、高校は各学校が『事業所』となっている。高校では、(『事業所』をまたぐことなく)次の年も同じ学校で勤務する人は数人しかおらず、ほとんどの臨時教職員は学校をかわっているため、せっかく厚労省や総務省から通知が出たのにそれが生かされていません。通知を受け、県教委総務課は予算をきっちり確保し用意までして、社会保険事務所に払おうとしていたのに、年金機構が事業所単位であるとしたことから『継続』とされず、以前のままの扱いで不利益を被っている」と通知の趣旨が生かされていない現状を述べました。

小鹿副部長は、「適用事業所の問題があつて年金をかけずにいる人がたくさん出ている」と指摘し、「将来年金をちゃんと受け取れるように運用させるのが本来」であり、国民皆年金の趣旨からいえば、そのようなことが起こらないよう『事業所』を県一括で適用することなどが解決の道であると迫りました。

★ 「青森のようなやり方について私たちもきっちりと考えたい！」(厚労省)

大丸係長はこれらに理解を示し、「今のように電算化されていない、各学校で給与が紙計算されていた時代の考えをいまだに適用させているのかもしれない。しかし、いま電算化されて県一括で処理しているのであれば、その県のやり方にかまわないと思う」とするも、厚労省として道筋を示すことについては明言しませんでした。一方、佐賀県のように健康保険の『事業所』を県として取り扱っている例については「厚労省として、そのような形態を断るようなことはない」と回答しました。

なお、青森県のように『事業所』がかわっても『継続』するとの運用を行っていることについて「是正指導をするのか」との問いに、大丸係長は「それぞれの年金事務所の判断でやっていること。それに対して指導することはない」と明言。この改善にストップをかけるような動きについては否定し、「昔よりは国民皆年金の趣旨が広がるようにすすめているつもりだが、とりくむ姿勢が足りないとおしかりを受けることもある。そのようなことがないようにしたい」と述べました。

最後に、今谷書記長が「通知が出た後も改善が残っているところが十数県ある。これを改善するアクションを起こしていただきたい」と重ねて求めたことに対し、大丸係長は「把握するのが難しいが、見つけた場合、年金事務所から相談があればその県を指導する」と回答し、「この件については、青森のようなやり方について私たちもきっちりと考えたい。日本年金機構にも伝えていただきたい。私たちからも伝えておく」と結びました。

★ 「『空白』がなければ非常にやりやすい！」(日本年金機構)

—— 「適用事業所が県によって取扱いが違うことはあるべき姿ではない！」 ——

10月31日、日本年金機構へ要請し、14時30分から1時間余り交渉を行いました。日本年金機構からは、長谷川一平保険部適用企画指導グループ参事役、武井壽範厚生年金部適用企画指導グループ、大賀雅之総務室長の3名が対応しました。



日本年金機構に要請書を手渡す浅田 全教中執

.....

★ 「県が適用事務所となれば、これなら出すようにと使いやすい」(年金機構)

冒頭、今谷書記長が要請の趣旨を説明。これを受け『事業所』をまたがる場合について、年金機構は厚労省と同様に「法的に『事業所』単位ということなので『事業所』ごとをお願いをしている」としましたが、先の要請で厚労省が「絶対に『事務所』単位でなくてはいけないとは言わなかった」旨を説明すると「えっそうなのですか？厚労省がそういったのですか！」とする場面も。

年金機構は「県が適用事務所となれば、これなら出すようにと使いやすい」と発言。これを受け、「そうしたことを、年金機構を通じて各県の年金事務所から教育委員会へ言ってもらえないか。私たちの主旨は、とにかく空白があっても、不利益にならないようにやってもらいたいということだ」とし、「教育事務所や学校単位ではなく、県単位にしてもらいたい。全国で一括適用をするようにしてほしい」と重ねて要望しました。年金機構は「『事業所』をまとめて県単位になるなら『継続』でき、『空白の一日』の問題はなくなる」と理解を示しました。

★ 『空白』がなければ私たちも非常にやりやすい」(年金機構)

今谷書記長は、「県教育委員会の責任なのか県の教育事務所の責任なのか分からないが、ともかく現在は、県が辞令を発令し、そのまま県全体が事業所になっているところ、学校ごとが事業所となっているところ、県教育委員会の事務所が事業所となっているところなど、全国でその状態はばらばらになっている」ことなどを説明。

年金機構側は「学校単位で労務管理をしているという意見もあり、各学校が『事務所』となっているのではないかと発言。これに対し、「臨時教職員は、任用が2～3年も同じ学校になることはまずなく、学校を変わることになる。『空白の一日』のために、年金の書き換えを行うことをしない人も多い。そうなれば年金も切れる事になってしまう。つながらないために本人にとって不利益になっている」と指摘。

年金機構は『空白』がなければ私たちも非常にやりやすいのだが」と率直に述べました。今谷書記長は、「私たちは、『空白の一日』をなくしたいと思っている。各県は、逃げ場としてこの『空白の一日』を使っている。当面、これによる非利益を最小限にさせていただきたいし、全国がこんなにバラバラでは困るのではないかと迫りました。

年金機構も「確かに、全国で考え方が異なることについては、私たちもおかしいと思っている。適用事業所が県で違うことは、あるべき姿ではないし、集められていない3月分の掛け金を集めることが出来る」としました。

★ 『空白の一日』にかかわる調査 ※詳細は別紙を参照下さい!

2014年11月29日現在調べ(12/23:一部訂正)

年金と健康保険が継続：37都道府県

北海道※、青森県、秋田県、岩手県、山形県、宮城県、福島県、栃木県、茨城県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都※、神奈川県、山梨県、長野県、静岡県、福井県、愛知県、岐阜県、滋賀県、京都府、奈良県、和歌山県、大阪府、兵庫県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、香川県、愛媛県、福岡県、宮崎県、沖縄県

年休繰り越しの扱い：14都道府県

北海道※、東京都※(17条適用者、22条適用者は扱いなし)、神奈川県、山梨県、静岡県、愛知県、岐阜県、滋賀県、京都府、大阪府、香川県、福岡県、熊本県、宮崎県

夏季一時金が算定される：34都道府県

北海道※、青森県、秋田県、福島県、栃木県、茨城県、群馬県、千葉県、東京都※、神奈川県、静岡県、富山県、愛知県、岐阜県、三重県、滋賀県(2014年確定:2015年4月実施)、京都府、奈良県、和歌山県、大阪府、兵庫県、鳥取県、島根県、広島県、山口県、徳島県、香川県、福岡県、佐賀県、大分県、熊本県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

※ 「空白の一日」がない自治体